

# 北海道水産業・漁村振興条例 の点検に係る参考資料

【水産資源の適切な管理等】

第8条 道は、水産資源の適切な管理を図るため、水産資源の評価に基づく計画的な漁獲量及び漁獲努力量の管理の推進、水産資源を共有する諸外国との交流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、水産資源の秩序ある利用を図るため、漁場に見合った操業体制の構築、遊漁に係る秩序の形成その他の必要な措置を講ずるものとする。

【主な施策課題と取組状況】

〔漁業者による資源管理の取組の促進〕

○資源水準が悪化した道北系群ホッケについて、関係する沿岸・沖合漁業者が協調し、平成24年秋から自主的に漁獲努力量(操業期間等)を削減した結果、近年は回復の兆しを見ている。

〔海洋環境の変化等が増加傾向にある資源の利用促進〕

○近年、資源が増加しているイワシなどの有効活用を図るため、試験操業など操業体制づくりを推進。

〔適切な資源管理の推進〕

○スケウトウダラなどTAC魚種の漁獲量を管理するための道計画策定及び漁獲管理、TAC協定の運用などを実施。  
 ○道が策定した「北海道資源管理指針」に即し関係漁業者が作成・実施する「資源管理計画」等による資源の合理的な利用と適切な管理を促進。  
 ○ホッケやマガレイなど主要24魚種(延べ47海域)の資源評価や管理方策を、「資源管理マニュアル」として取りまとめ、漁協や漁業者等へ周知するなど、資源管理を促進。

〔密漁取締体制の強化と漁業秩序の維持〕

○毛力二等の密漁や高価なナマコを狙った悪質で組織的な密漁が増加傾向にあることから、取締船を配備し取締を強化。

〔遊漁者の漁業や資源管理に対する理解の促進〕

○遊漁における禁止事項などをまとめた小冊子「フィッシングルール」を活用した啓発・指導を実施。  
 ○サケ・マスの資源保護と秩序ある漁場利用を目的に、船釣りライセンス制を実施。

【点検】

〔必要性〕

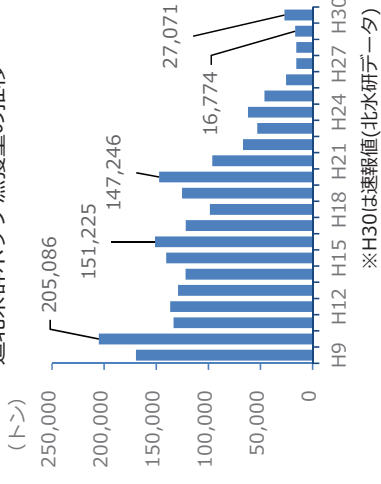
水産資源は、自然の力による再生産が可能だが、許容限度を超えた漁獲を行った場合には枯渇する恐れがあるという特性を踏まえ、水産資源を望ましい水準に維持させるため、採捕の制限など適切かつ計画的な資源管理や、漁業取締など秩序ある資源利用を進める必要がある。

〔効果〕

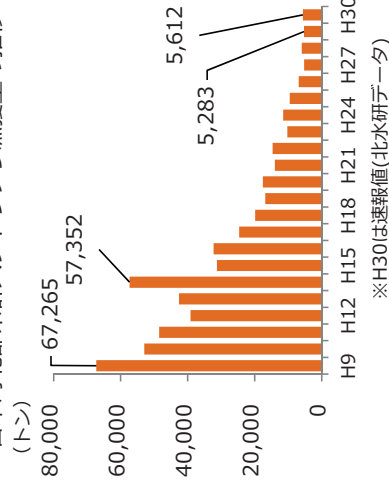
水産資源の適切な管理等により、本道周辺域の主要魚種の資源水準は、スケウトウ

【情勢変化等】

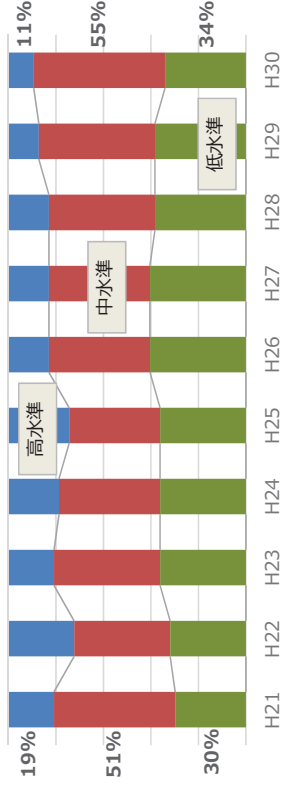
道北系群ホッケ漁獲量の推移



日本海北部系群スケウトウダラ漁獲量の推移



資源水準の推移



■ 密漁事件数の推移

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
摘発件数	103	71	39	54	56	49	39	47	39	33
海面	268	260	242	238	320	252	221	284	320	329

ラやホッケなどを除き、総じて安定した水準で推移しており、資源の持続的な利用が進んでいる。

〔課題〕

資源管理と水産業の成長産業化を目的とした国の水産政策の一環として、平成30年12月に漁業法やTAC法が改正され、資源管理の重要性が一層高まっていることから、継続して海域毎の資源管理に取り組んでいくことが必要である。

### 【栽培漁業の推進】

第9条 道は、栽培漁業の推進を図るため、増殖場及び養殖場の整備及び開発、種苗の生産及び放流の促進、放流した水産資源の保護及び利用者の負担等利用に係る体制の確立その他の必要な措置を講ずるものとする。

### 【主な施策課題と取組状況】

【秋サケやホタテガイ、コンブの生産回復と安定化】

- サケ、マスふ化放流計画の策定など増殖事業の統括管理や民間ふ化放流事業の技術指導のほか、近年来遊が減少している秋サケの要因分析と対策の検討を行うための協議会を設置し、放流時期の見直し等の対策を検討。
- オホーツク海海域での波浪に強いホタテガイの漁場づくりを推進するほか、噴火湾海域でのホタテガイの生産回復・安定化の検討に必要な調査を実施。
- コンブの生産回復対策として、系統・行政・研究機関などで構成された減産対策会議で課題の共有・検討を行ったほか、投石等による新たなコンブ漁場を造成。

【海域特性に応じた栽培漁業の推進】

- 栽培漁業基本計画に基づき、計画的に種苗生産・放流や技術開発を実施。
- ヒラメ、マツカワや日本海南部ニシンなどの種苗放流事業への支援のほか、基礎的調査や種苗放流による効果調査等を実施。

【二枚貝など新たな養殖業の展開】

- 漁業生産が低迷している日本海地域において、養殖業と他漁業を組み合わせた複合的な漁業モデルを創出。
- 本道の海域特性に合った養殖業の新たな展開に向けて、アサリやイワガキ、ムールガイなどの新たな養殖技術の開発を推進。

【水産環境整備による海域の生産力向上】

- 新たな藻場造成技術を活用し、ハタハタの産卵やソイ類などの稚魚の育成の場となる藻場造成を推進。
- 生態系全体の生産力向上を目指し、水産生物の生活史に対応した幼稚仔、成体の保護生育の場となる増殖場や魚礁の整備を推進。
- 密度管理した未利用フニの有効活用を図るための短期養殖試験やコンブ種苗を付着した石材投入による藻場造成技術の導入など、漁業者自らが持続的に実施可能な手法を検討。

### 【点検】

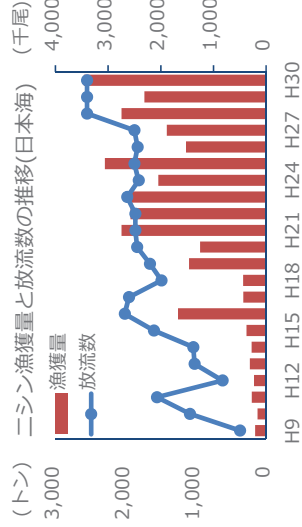
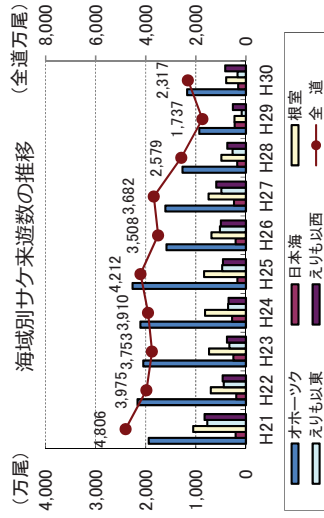
【必要性】

漁業経営を取り巻く環境が厳しさを増す中、来遊が不安定な回遊性魚種に比べ安定した生産につながる栽培漁業を推進するため、適切な資源管理とあわせて、種苗生産・放流や水産生物の生活史に対応した増殖場や魚礁などの整備を進め、生産力の底上げを図る必要がある。

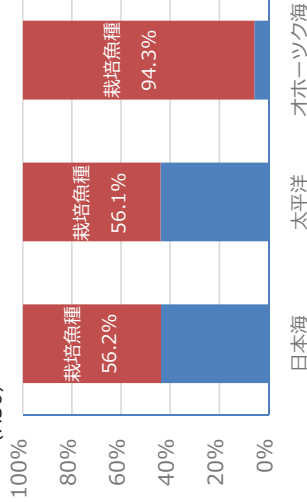
【効果】

秋サケ、ホタテガイ、コンブなどの栽培漁業生産の割合が数量金額とも全道の漁業生産の約半数を占めるなど、着実に進展しており、水産資源の維持・増大と漁業経営の安定を図る上で栽培漁業が重要な役割を果たしている。

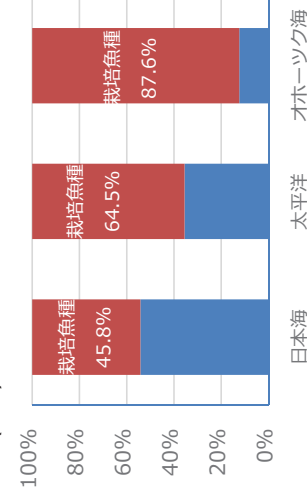
### 【情勢変化等】



沿岸漁業生産数量に占める栽培漁業生産の割合 (H30)



沿岸漁業生産金額に占める栽培漁業生産の割合 (H30)



【課題】

日本海、太平洋、オホーツク海という特性の異なる三つの海に囲まれていることから、地域実情や海域特性に応じた栽培漁業の推進、種苗生産技術や生産経費の低減に向けた技術開発等を進める必要がある。

また、近年、環境変化の影響等を受けている秋サケ、ホタテガイ、コンブといった主力魚種の生産安定に継続して取り組んでいくことが必要である。

【情勢変化等】

(担い手の育成及び確保等)  
 第10条 道は、水産業の担い手の育成及び確保を図るため、水産業者の漁業又は加工の技術及び経営管理能力の向上、新たに漁業に就業しようとする者の受入体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。  
 2 道は、女性及び高齢者の水産業への従事及び水産業に関連する活動の促進を図るため、労働環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

【主な施策課題と取組状況】

- 〔漁業技術や知識の習得に関する研修の充実〕
  - 漁業研修所による総合研修のほか、U・Iターナー等を対象とした入門研修など、関係者のニーズを踏まえた研修を実施
  - 〔新規就業者の確保と育成の促進〕
    - 北海道漁業就業支援協議会と漁業就業支援フェアを共催してマッチングを促進
    - 農林水産部局が連携し、高校生を対象とした出前事業や首都圏での一次産業の就業に係る情報発信、漁村地域での漁業体験などを実施
    - 〔高齢者や女性に優しい就労環境の整備〕
      - 防波堤や岸壁等への防風・防雪施設や作業負担の少ないコンブやフノリ等を対象とした増殖施設など、高齢者や女性に配慮した就労環境の整備を促進
      - 〔漁村地域におけるグループ活動の促進〕
        - 漁業士などが行う水産教室や料理教室などの取組に支援
        - 水産部局の女性職員を中心とした浜の女性応援隊（通称：ハマドンナ）を組織し、漁村の女性による加工・販売等の取組を応援



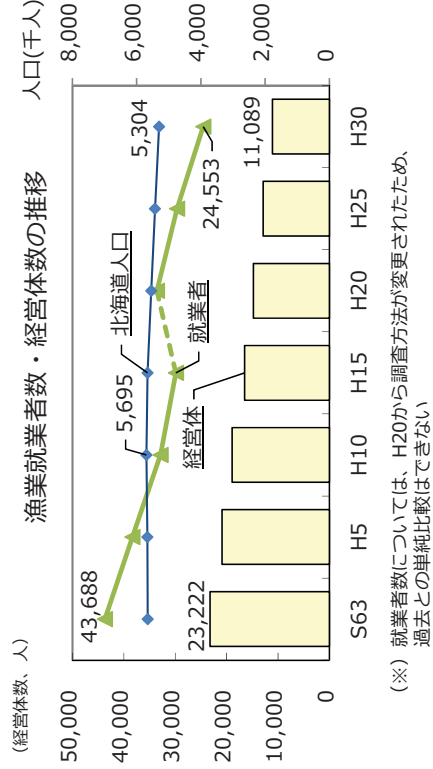
【点検】 (防風施設)



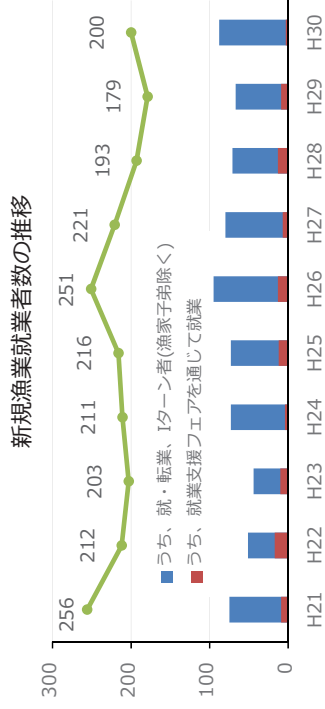
(おさかかな料理教室)

〔必要性〕  
 漁業就業者の確保は水産業・漁村の持続的な発展に不可欠である。また、漁業には専門的な技能等が必要であることから、技術や経営管理能力の向上など、次代を担う新たな就業者の育成を図るほか、女性や高齢者の有する優れた能力を発揮させるための環境整備が必要である。

〔効果〕  
 新規就業者と受入側のマッチングや受入環境の整備促進などにより、毎年200人程



(※) 就業者数については、H20から調査方法が変更されたため、過去の単純比較はできない



○漁業研修所による研修人数の推移

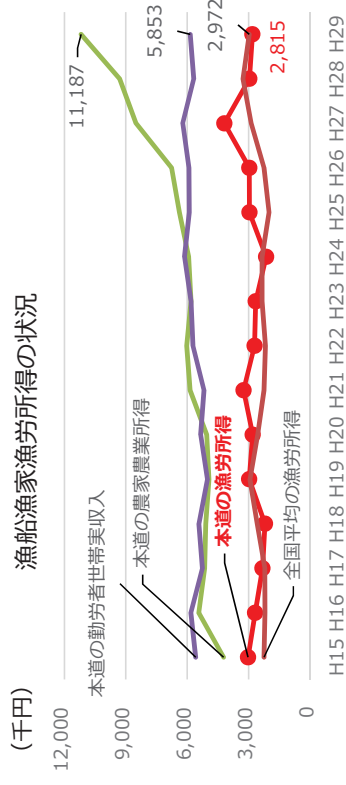
区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総合研修 (総合)	30	43	38	35	42	39	47	45	34	38
総合研修 (基礎)	4	6	3	3	3	0	2	0	2	3
漁業就業促進研修	146	114	114	87	112	122	147	92	92	67
つくり育てる漁業技術研修	54	121	34	32	38	35	36	22	36	19
合計	234	284	189	157	195	196	232	159	164	127

度の新規就業者を確保している。また、青年部や女性部、漁業士などに対し研修会や交流大会を開催し、漁村のリーダーの育成を進めている。

〔課題〕

漁業就業者数は減少傾向にあり、また、就業しても離職してしまう方もいることから、地域の実態に即した新規就業者の受入と定着に向けた体制整備に取り組む必要がある。

漁船漁家漁労所得の状況



■資源管理・漁業経営安定対策の取組状況

・漁業種類ごとの資源管理計画の策定状況

漁業種類	計画数(件)	参加漁協数	参加者数(統・隻)
さげ置網漁業(春・秋)	98	67	869
こんぶ漁業	31	31	5,473
ほたてがい桁網漁業	19	19	246
その他漁業	223	56	3,202
合計	371	71	9,790

(H31.3末現在)

・当該対策に加入している漁場改善計画の状況等

漁業種類	計画数(件)	参加漁協数	参加者数(統・隻)
ほたて貝養殖			
こんぶ養殖	16	21	1,505
うに養殖			

(H31.3末現在)

■繰越欠損金保有漁協の推移

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
沿海漁協数	11	9	9	9	11	9	7	7	5	4

(安定的な水産業経営の育成)

第11条 道は、安定的な水産業経営の育成を図るため、資本装備の高度化、事業の共同化及び拡大の促進、地域の水産物の活用に関する漁業及び水産加工業の連携の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

【主な施策課題と取組状況】

〔漁業経営における収益性の向上〕

○「浜の活力再生プラン」「浜の活力再生広域プラン」の策定支援を行い、漁船リースや省カ・省コスト機器の導入、生産体制の効率化等による経費縮減の取組を促進

〔漁業経営の安定〕

○適切な資源管理と漁業経営の安定を図るため、資源管理・収入安定対策の加入を推進するとともに、燃油価格高騰に備えるため、漁業経営セーフティネット構築事業の活用を促進  
○安定した経営体の育成を図るため、漁業制度資金や信用保証制度の活用などによる支援を実施。

○日本海地域において、養殖の拡大や他漁業との組み合わせ等による新たな生産体制づくりを推進

(協同組合組織の経営の安定)

第12条 道は、水産業の協同組合組織の経営の安定を図るため、組織及び事業の充実強化、合併等再編の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

【主な施策課題と取組状況】

〔漁業協同組合等の組織体制や事業の充実・強化〕

○水産業協同組合組織の経営の安定を図るため、組織及び事業基盤の強化を促進  
○関係機関と連携し、経営不振漁協の財務改善計画の策定指導や進行管理を実施

【点検】

〔必要性〕

水産業は資源動向、水産物の需要や価格の変動、海洋環境や国際漁業情勢の変化など、個々の漁業者等では解決できない課題が多く、経営改善や経営基盤の強化に向けた取組など安定的な水産業経営の育成が必要である。

また、協同組合組織は、販売事業や信用事業などの経済事業のほか、水産資源の維持・増大、水域環境の保全など、多岐にわたる役割を担う地域にとって重要な組織であり、その経営安定は、水産業の安定的な発展に不可欠である。

〔効果〕

資源管理・収入安定対策や、燃油価格高騰に対する漁業経営セーフティネット構築事業の活用などにより、適切な資源管理と漁業経営の安定が促進された。

〔課題〕

海洋環境の変化や一部資源の悪化等により漁業生産が低下していることから、効率的な経営のためには更なる経営改善や資源管理の取組が必要である。  
また、不漁時等の収入減少に対する支援など、経営安定対策を継続することが必要である。

(安全かつ良質な水産物の安定的な供給)  
 第13条 道は、安全かつ良質な水産物の安定的な供給を図るため、品質管理及び衛生管理の高度化の促進、漁港及び流通加工施設の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

【主な施策課題と取組状況】

〔道産水産物の安全・安心の確保〕

- ホタテガイ等二枚貝について、全道20海域における貝毒検査及び貝毒原因プランクトンのモニタリング、貝毒発生時の出荷規制を実施
- 福島第一原発事故による本道水産物への影響を監視するため、定期的に海水及び水産物の放射性物質の検査を実施し、検査結果をウェブサイトを介して広く公表

〔良質な水産物の安定的な供給体制づくり〕

- 水産物の水揚げ拠点である漁港において、屋根付き岸壁や清浄海水導入施設等の整備を推進。
- 鮮度保持施設の整備や水産加工場のHACCP取得促進によって品質保持や衛生管理の高度化を推進。

○衛生管理型漁港整備状況 (H31.3)

	整備済み	整備中	整備予定	合計
宗谷	1	6		7
留萌	2			2
石狩				0
後志	3	3		3
檜山	6	3		9
渡島		2		2
胆振	2	1		3
日高		1		1
十勝		3	1	4
釧路	1	4		5
根室	6	3		9
オホーツク	21	26	1	48

【点検】

〔必要性〕

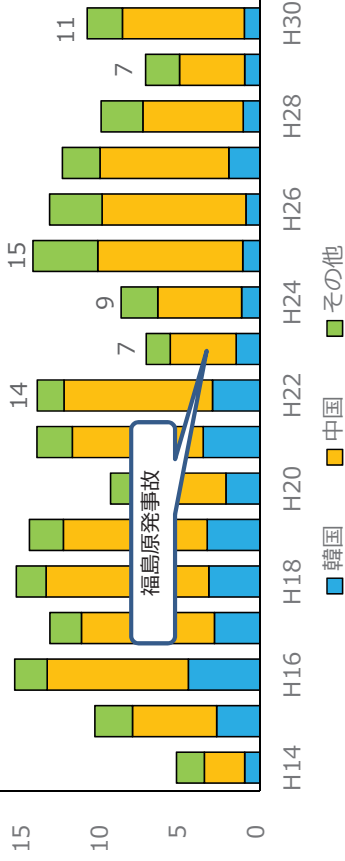
安全で良質な水産物を安定的に供給していくことは、食料供給産業としての水産業の果たすべき役割であり、複雑・多岐にわたる水産物の流通において、品質や衛生管理の高度化などに取り組みが必要がある。

〔効果〕

本道水産業は、全国の約5分の1の漁業生産を占め、安全な水産物を全国に安定的に供給するなど、国民の健康的で豊かな食生活の実現に大きな役割を果たしている。

【情勢変化等】

(万トン)  
 日本からの水産物の輸出量の推移  
 (サケ・スケトウダラ・ホタテガイ)



○水産物モニタリング実施結果 (平成30年度)

区分	魚種 (検体数)
広域回遊性魚種	シロサケ (時鮭)、カラフトマス、スルメイカ、サンマ、ブリ、シロサケ (秋鮭)、マイワシ
	○魚種数：7魚種 ○検体数：93検体
沿岸性魚種	スケトウダラ、マダラ、カレイ類、ホッケ、カジカ類、アイナメ類、ハタハタ、ニシン、ソイ類、キチジ (キンキ)、シシヤモ、エイ類、サクラマス、トクビレ、ゲンガ、タコ、ケガニ、エビ類
	○魚種数：18種 ○検体数：275検体
定着性魚種	ホタテガイ、ウバガイ (ホッキガイ)、カキ、アサリ、ツブ類、ウニ、ナマコ、コンブ
	○魚種数：8魚種 ○検体数：99検体
合計	○魚種数：33魚種 ○検体数：467検体

・放射性物質は、不検出または基準値 (100ベクレル/kg) を大幅に下回る値。

〔課題〕

近年、水産物に対する高度な衛生管理のニーズが高まっており、全道243漁港のうち、衛生管理型漁港として48漁港 (整備中・予定含む) の整備に取り組んでいるが、漁港の整備促進に加え、鮮度保持施設や加工場など衛生管理の高度化を継続して推進する必要がある。

また、ホタテガイ等二枚貝の貝毒モニタリング等を継続するほか、衛生管理体制を強化した流通加工施設の整備などにより、良質な道産水産物の安定した提供と信頼の確保に努める必要がある。

（水産物の競争力の強化）  
 第14条 道は、輸入される水産物等に対する道産の水産物の競争力の強化を図るため、付加価値の高い製品の開発及び販売の促進、普及宣伝の強化、流通の効率化の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

【主な施策課題と取組状況】

（道産水産物の付加価値向上と販路拡大）

- 漁獲が増加傾向にあるイワシやブリ等の資源について、マイワシを利用した料理レシピの普及や、ブリの料理コンテストを行うとともに、地域が取り組む販売促進活動に支援。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、道産水産物の活用が図られるよう、北海道の農林水産物をPRするイベントを実施。

（ライフスタイルの変化等に対応した魚食の普及）

- 魚介類の消費が減る中、道産水産物を道内外の学校給食へ供給する取組や、製品開発などに支援。

【輸出拡大に向けた環境づくり】

- 中国やベトナムなど主要輸出国に対し、関係団体と連携して道産水産物の販売促進活動等に取り組むほか、欧米で浸透する水産工コラベルの取得に支援。
- EU向けホタテガイの衛生基準等の遵守指導や生産海域の監視などの公的管理を行うほか、HACCP認定取得に対する支援などを実施。

■EU-HACCP認定施設数（道内）

22施設	会社数	施設数
ホタテ加工場	12	14
サケ、マス加工場	3	4
魚油加工場	1	1
冷凍・冷蔵、原料保管庫	5	6

※サケ、マス加工場はホタテ加工場と同一施設で

あり、合計数は一致しない



水産工コラベルロゴマーク  
 （左：MSC認証、右：MEL認証）

【点検】

【必要性】

近年の世界的な魚食ブームを背景とした食のグローバル化が進行しており、多くの水産物が輸入されているため、これらの輸入水産物に対し、道産水産物の競争力強化を図る必要がある。

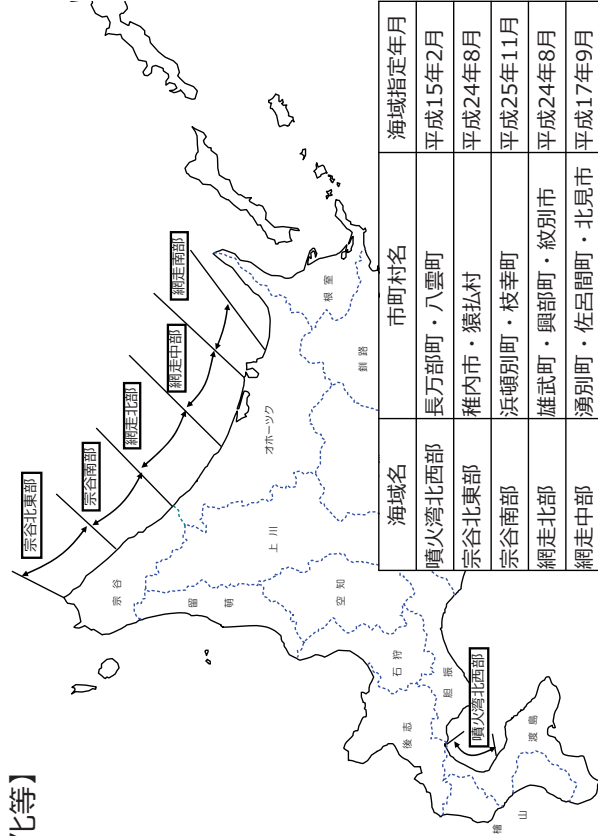
また、限られた水産資源をより有効に活用し、収益向上を図るためには、生産物の付加価値向上やブランド化、輸出拡大など、販路拡大を促進することが必要である。

【効果】

活絡めたサケ・ブリなど、独自のブランド化の取組により、全国的にも知名度が向上し、一般の価格の数倍で取引されるものもある。

また、道内の水産加工場によるEU-HACCP認定の取得など輸出先国の規制に対応し

道内の対EU輸出ホタテガイ生産海域（6海域）

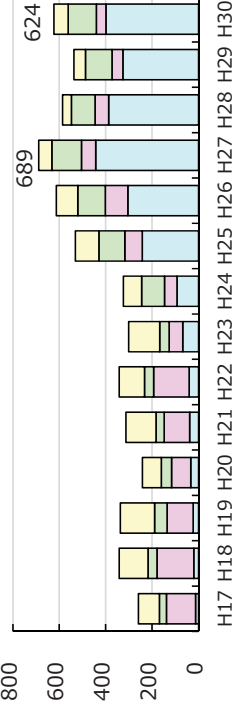


海域名	市町村名	海域指定年月
噴火湾北西部	長万部町・八雲町	平成15年2月
宗谷北東部	稚内市・猿払村	平成24年8月
宗谷南部	浜頓別町・枝幸町	平成25年11月
網走北部	雄武町・興部町・紋別市	平成24年8月
網走中部	湧別町・佐呂間町・北見市	平成17年9月
網走南部	網走市	平成25年8月

■学校給食向け製品の供給状況

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
道内学校向け	約54万食	約63万食	約64万食	約80万食	約76万食	約68万食	約83万食	約82万食	約90万食	約97万食
道外学校向け	—	約7万食	約16万食	約11万食	約5万食	約4万食	約3万食	約2万食	約1万食	約3万食

（億円） 道内港からの輸出額



□ホタテガイ □サケ □ナマコ □その他

た施設の整備による国際競争力の強化や、資源の持続的利用に配慮された水産物であることを証明する水産工コラベルの取得（ホタテガイ漁業【MSC認証：H25.5】、秋サケ定置網漁業【MEL認証：H31.2】）による輸出拡大に向けた取組を進めている。

【課題】

国内の水産物の消費は減少傾向にあることから、衛生管理体制を強化した流通拠点の整備やブランド化による高付加価値化のほか、輸出先のニーズへの対応等により、販路拡大に努めることが必要である。

また、漁獲が増加しているイワシやブリなどの消費拡大に継続して取り組む必要がある。

〔水産資源の生育環境の保全及び創出〕  
 第15条 道は、水産資源の生育環境の保全及び創出を図るため、道民、水産業者等、行政機関等との協議の下に、水域環境の調査及び改善の推進、森林の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

【主な施策課題と取組状況】

- 〔豊かな海と森づくりの推進〕
  - 道、市町村、漁業団体が構成する「北海道水産多面的機能発揮対策協議会」を設置し、漁業者を中心とした藻場・干潟等の保全活動を支援。
  - 磯焼け対策連絡会議を開催し、情報交換を行うとともに、密度管理したウニの有効利用や漁業者自らが実施可能な簡易的な藻場機能回復手法を検討。
  - ダム改良など水産生物の生息環境を守る取組の実施のほか、「北の魚つきの森」における植樹活動、漁協女性部等による「お魚殖やす植樹活動」を推進。
- 〔水域環境の保全対策の推進〕
  - 海岸漂着物地域対策推進事業等を活用し、道自ら流木等の処理を行うとともに、市町村が行う流木等の処理に対して支援。
  - 外来魚の駆除やダムの改良など生態系保全のための取組を実施。

■ 海岸漂着物処理状況

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
金額(千円)	30,825	124,252	216,908	63,685	340,265	366,865	152,581	260,818	183,588	143,809

※H24まではグリーン・ニューデール基金事業

■ 外来魚種捕獲状況

魚種名	(尾)									
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
ブルーギル	24,837	20,544	14,683	9,923	13,841	15,667	2,009	541	254	0
ブラウントラウト	3,185	1,064	337	1,227	593	1,576	1,148	1,101	1,192	824
ブラックバス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	28,022	21,608	15,020	11,150	14,434	17,243	3,157	1,642	1,446	824

※ブラックバスは19年5月駆除完了

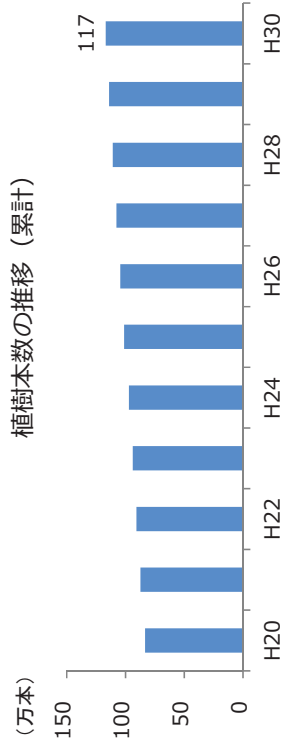
【点検】

- 〔必要性〕
 

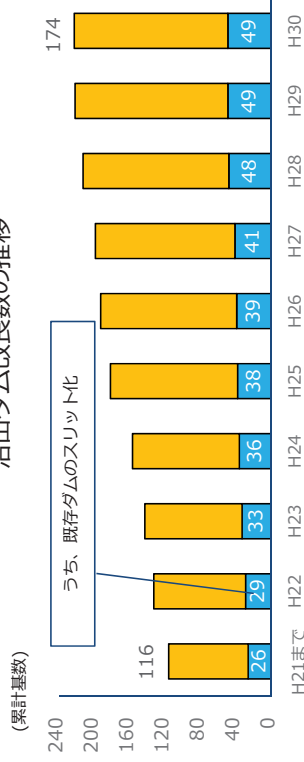
水産資源は生態系の構成要素として、海洋など自然の水域において生育するものがあり、安全な水産物を安定的に生産・供給するためには、良好な生育環境の保全に努める必要がある。
- 〔効果〕
 

魚つきの森の活動支援によって累計本数が100万本を超えた植樹やスリットダムの着実な整備により、森づくりと併せて水生生物の生息環境保全が図られているほか、

【情勢変化等】



治山ダム改良数の推移



スリットダム



漁協女性部による植樹

駆除対策により外来魚の生息数は減少傾向にある。

〔課題〕

日本海側では有用な海藻類が減少する磯焼け現象が進行しており、対策としてウニの適切な密度管理が求められるが、漁業者自らが継続的に実施できる体制づくりが必要である。  
 また、水域環境を保全するためには、森づくりや外来魚の駆除など、地道な取組の継続が必要である。



【環境と調和した水産業の展開】

第16条 道は、環境と調和した水産業の展開を図るため、事業活動に伴う廃棄物の循環的利用の促進、漁業と野生動物との共生に関する取組の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

【主な施策課題と取組状況】

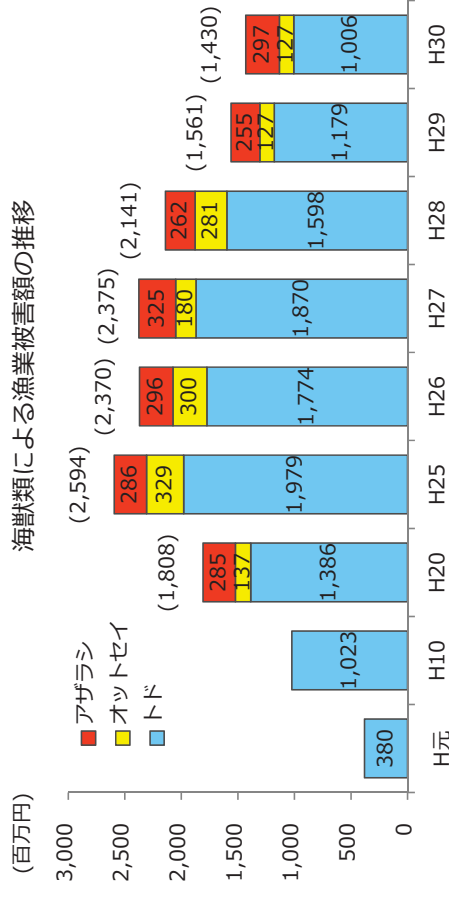
〔トド等の有害生物による漁業被害防止対策の推進〕

- 国のトド管理基本方針に基づき、トドの絶滅回避と漁業被害の軽減を目標とした採捕管理を実施。
- 漁業者ハンターの育成に対する支援や被害対策を検証する海獣被害防止対策連絡会議等の開催など、総合的な取組を推進。
- オットセイについて、国の事業を活用し道総研を主体とした食性等生態把握調査を実施。
- ゼニガタアザラシについて、えりも岬周辺において行われている漁網の改良や個体群管理などに協力するほか、コマアザラシについて、アザラシ管理計画に基づく捕獲を国などと連携して実施。
- ザラボや等有害生物の対策として、発生状況や駆除時期に関する情報提供、国費事業を活用した駆除・処理の実施など、漁業被害の軽減を図るための取組を推進

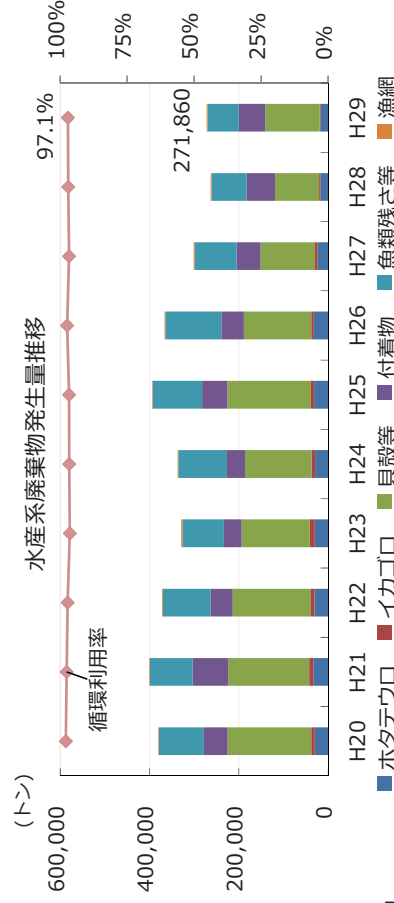
〔水産系廃棄物の適正な処理と循環的利用の促進〕

- 水産系廃棄物の排出状況や循環利用の実態を調査すると共に、土壌改良材や肥料・飼料などの有効活用を促進

【情勢変化等】



上陸しているトド



【点検】

〔必要性〕

近年、日本海地域を中心にトド等海獣類の来遊増加によって漁業経営に重大な影響が生じており、国際的な保護の動きへの配慮と併せて漁業と海獣類の共生を図っていくことが必要である。  
また、漁業活動や水産加工に伴う廃棄物などについて、循環的な利用を進めながら適正に処理することが必要である。

〔効果〕

トドに係る漁業被害の軽減に向けた手法として、小型定置網への強化網の導入を図っており、被害防止効果が確認されている。  
廃棄物の循環利用として、本道の水産系廃棄物で最も多いホタテガイの貝殻は土木

用資材のほか融雪剤やチヨークなど多方面での利用が進んでいるほか、イカゴロやヒトデ・付着物の飼料・肥料への利活用の取組が行なわれている。

〔課題〕

トド等による漁業被害は平成25年度の約26億円をピークに減少傾向にあるが、依然として漁業経営に深刻な被害を与えていることから、引き続き「トド管理基本方針」に基づき、トドの採捕を進めるほか、強化刺網の実用化など被害防止対策に取り組むことが必要である。

また、外来種であるヨーロッパザラボヤの異常発生による漁業被害が問題となっており、適時除去の指導など被害防止対策に取り組む必要がある。

(快適で住みよい漁村の構築)  
 第17条 道は、快適で住みよい漁村の構築を図るため、景観の保全に配慮した水産業の基盤の整備、生活環境の整備、災害の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。

【主な施策課題と取組状況】

- 〔安全で安心な漁村地域づくりの推進〕
- 耐震岸壁の整備、漁港施設の機能強化や長寿命化を推進
- 漁船・海洋レジャーの海難事故防止の普及啓発や海難救助における漁業者負担への支援を実施
- 〔住みやすく働きやすい漁村づくりの推進〕
- 漁港機能を持続的に発揮するため、施設の長寿命化のための機能保全計画を策定

〔活力のある漁村の構築〕

第18条 道は、活力のある漁村の構築を図るため、水産業者の自発的な地域活動の促進、都市と漁村との交流の促進、余暇活動に係る水域及び漁港施設等の利用の秩序の形成その他の必要な措置を講ずるものとする。

【主な施策課題と取組状況】

- 〔海を生かした特色ある地域づくり〕
- 離島の漁業集落が行う漁場の生産力の向上の取組などを「離島漁業再生支援交付金」により支援
- 複数漁港の一体的利用と役割分担による機能発揮を図るため、統合した漁港等を中心として、静穏域の増養殖利用や水産物直売所の設置など、漁業生産活動の拠点となる漁港の機能を最大限に活用しながら、地域活性化の取組を推進
- 〔水域の健全な利用〕
- サケ・マスの資源保護と漁場利用調整を目的に、船釣りライセンス制を実施
- 海面における漁業者と遊漁者等のトラブルを防止するため、海面利用のルールなどについて漁業者代表や遊漁者代表等が協議する海面利用協議会を開催
- プレジャーボート等の漁港使用時における留意事項をパンフレットやホームページにより周知

【点検】

〔必要性〕  
 漁村は漁業者をはじめ地域住民の生活の場であるとともに、漁業や水産加工業の発展の基盤となっており、生活環境の整備など漁村を快適で住み良いものとするには、担い手の定着や水産業・漁村地域の発展を図るために欠かせないものである。  
 また、漁村地域は、自然環境や新鮮で良質な水産物などを求めて多くの人々が訪れるなど、都市住民等との交流の場としての役割を担っていることから、水域や漁港施設の利用について、適正な利用や安全に関する啓発等が必要である。

〔効果〕  
 漁港施設の機能保全計画を策定し、機能保全工事を実施するほか、耐震岸壁の整備や護岸の高上げなど漁港や海岸施設の防災・減災機能の強化が進んでいる。また、漁業者と遊漁者等の協議の場を設けたり、漁港使用時の留意事項を周知するなど、住み

【情勢変化等】

■海難事故発生及び救難所出動状況

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
救助船隻数	16	23	15	11	8	7	10	23	11
救助出動回数	37	45	36	35	27	30	25	37	31
救難所出動人数	1,291	1,316	1,709	1,687	874	1,045	610	524	646

■機能保全計画の策定状況

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
策定漁港数	9	21	14	29	22	23	49	46	9	8
累計	9	30	44	73	95	118	167	213	222	230

■離島漁業再生支援交付金事業の実施状況

	年 度									
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
実施市町村数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
集落協定締結状況等	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8
集落協定参加漁業世帯数	1,404	1,362	1,310	1,255	1,218	1,160	1,127	1,065	990	952
集落協定に基き実施された取組数	28	29	30	30	52	53	22	21	19	19
※集落の創意工夫による取組	15	15	14	19	23	19	18	13	18	18

※H27～対象行為の変更に伴い「漁場の再生に関する実践的な取組」に変更

■ライセンス制承認状況

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
サクラマス	984	948	856	792	751	664	634	625	590	634
秋サケ	189	152	150	142	140	133	133	131	125	112
地区数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

よい漁村づくりが進められている。

一方、漁船性能の向上や海難防止の普及・啓発による意識の浸透などにより、船舶海難及び人身事故ともに減少傾向にある。

〔課題〕

漁港施設は進行する老朽化への対策に継続して取り組む必要があるほか、近年、地震や津波、局地的な集中豪雨による土砂や流木の発生など、自然災害が多発する傾向にあることから、漁港や海岸の防災機能を更に強化する必要がある。

また、離島における漁業生産力の向上や、水域及び漁港施設等の利用に関し、漁業者や遊漁者など関係者間の協議・調整を継続していくことが必要である。

〔道民の理解の促進〕

第19条 道は、水産業及び漁村に対する道民の理解を促進するため、情報の提供、学習の機会の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

【主な施策課題と取組状況】

〔水産業・漁村についての総合的なP R活動の展開〕

- 小中学生を対象に、漁協青年部や女性部、漁業士と連携して、食育のための出前授業を実施
- 消費者の水産業に関する知識を深めるため、北海道の水産に関するクリアファイルを作成・配布するなどPR活動を実施

〔水産業の振興に関する技術の向上〕

第20条 道は、水産業の振興に関する技術の向上を図るため、道、大学、民間その他試験研究機関の連携の強化、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

【主な施策課題と取組状況】

〔試験研究機関等と連携した水産業の技術開発や調査研究の推進〕

- 試験研究に対する多様な道民ニーズや社会情勢の変化に対応した共同研究や受託研究を実施
- 〔地域二一ズに対応した技術普及の推進〕
- 技術普及の体制として道内24カ所に水産技術普及指導所及び支所を配置。
- 全道6 海域に総括及び主任普及指導員を配置して広域課題に対応しているほか、水産試験場や関係機関との連携を強化するなど効率的に技術を普及。

【点検】

〔必要性〕

条例がめざす目的や基本理念を実現するためには、水産業や漁村の果たしている役割について、広く道民が理解を深めていくことが重要であり、施策の推進に当たっては、道民の理解と協力を得ることが必要である。

水産資源の持続的な利用や維持・増大、高付加価値化などの取組には、海洋環境や資源変動の把握、生態の解明、増養殖や水産加工などに関する知識の向上や技術の開発が不可欠である。

〔効果〕

全道各地において、小中学生に対する出前授業などにより、水産業・漁村に関する学習を実施し、水産業への理解や食育の促進を図っている。

また、マツカワやニシンなどの栽培技術やスケトウダラやホッケなどの資源状況の

【情勢変化等】

■ 出前授業の実施状況〔道〕

	H25		H28		H30	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
水産林務部	4	44	0	0	1	20
石狩	2	114	1	9	1	15
後志	6	429	5	393	3	24
釧路	8	151	12	217	15	313
渡島	5	200	5	157	4	99
胆振			3	448	3	439
日高	6	198	4	76	3	58
十勝	2	83	5	160	3	116
釧路	2	159	5	256	2	189
根室	3	87	6	286	8	369
オホーツク	3	119	4	247	14	579
宗谷	7	113	6	127	19	382
留萌	5	553	9	1000	9	481
合計	53	2,250	65	3,376	85	3,084



(出前授業の様子)

■ 研究二一ズ要望数の推移

	H25	H28	H30
資源管理部門	51	46	49
資源増殖部門	119	76	64
加工利用部門	48	16	18
さけます部門	15	23	12
内水面部門	26	39	48
合計	259	200	191

■ 普及活動課題数の推移

	H25	H28	H30
増殖	66	49	38
資源管理	57	44	51
担い手育成	23	16	15
養殖	17	22	24
漁場環境・保全	16	12	12
種苗生産	12	11	13
漁業経営	21	14	14
流通・加工	0	0	0
情報関連	22	14	14
合計	234	182	181

把握など地域二一ズに対応した調査研究を進め、資源増大や資源管理の高度化が図られてきた。

〔課題〕

水産業は道の基幹産業の一つだが、漁業生産の現場は普段目にする機会が少ないことなどから、道民によく知られていない。水産業の振興を図るためには、水産業・漁村や水産物に対する一層の道民理解と協力が必要である。

水産業の発展には海域や魚種の特長に応じた、より精度の高い資源評価手法や種苗生産・放流事業の低コスト化など技術の高度化、さらには、未利用資源や水産系廃棄物の有効利用など、様々な二一ズの変化に対応していくことが必要である。